

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和元年度第2回会議
開催日時	令和元年10月18日（金）午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、新田委員、山田委員、湯浅委員 （事務局）飯島企画部長、栗田企画政策課長、直井企画部主幹、 近藤企画政策課主査、佐藤企画政策課主事 （所管課）堀文化振興課長、長塚都市計画課長、坂本都市計画課主査
欠席者	なし
議題	1 委嘱状の伝達 2 会長の選出 3 会議の運営について 4 西東京市コール田無施設使用料及び都市計画に関する証明手数料の適正化について（諮問） 5 西東京市コール田無施設使用料の適正料金について（審議） 6 都市計画に関する証明手数料について（審議） 7 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市使用料等審議会委員名簿 資料2 西東京市使用料等審議会条例 資料3 西東京市市民参加条例 資料4 西東京市市民参加条例施行規則 資料5 西東京市使用料等審議会傍聴要領 資料6 コール田無施設使用料について 資料7 コール田無施設使用料原価計算書 資料8 コール田無施設使用料算出表 資料9 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較 資料10 都市計画に関する証明手数料について 資料11-1 手数料原価計算書 [都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明] 資料11-2 手数料原価計算書 [生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明] 資料11-3 手数料原価計算書 [納税猶予の特例適用の農地又は採草放牧地に関する証明] 資料12 特定行政庁における都市計画証明手数料一覧 参考資料1 西東京市コール田無条例 参考資料2 西東京市手数料条例（抜粋）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 委嘱状の伝達</u> 副市長から委員へ委嘱状の伝達を行った。</p>	

## 議題2 会長の選出

西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選により米田委員を会長に定めた。

## 議題3 会議の運営について

事務局より、西東京市使用料等審議会条例に基づき、会議の運営について説明し、以下の事項について確認、決定した。

- ・会議については原則公開とする。
- ・会議録を作成し、情報公開コーナー等で公開する。
- ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。
- ・会議録作成のため、録音を了承する。
- ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。

## 議題4 西東京市コール田無施設使用料及び都市計画に関する証明手数料の適正化について（諮問）

副市長から米田会長へ諮問

## 議題5 西東京市コール田無施設使用料の適正料金について（審議）

事務局より資料6から資料9について説明

<質疑等>

○委員：

当該施設については、条例により規定されており、その設置目的に鑑みて使用料を設定する必要がある。条例においては、「広域的な交流とふれあいの場」とあるが、利用状況からしても有効に活用されているとは言い難く、利用を増やす必要がある。また、近隣自治体の類似施設の料金と比較しても低廉である。以上のことを踏まえると、料金を引き上げる状況にないため、現行の料金を据え置くことが妥当であると考ええる。

○委員：

現行の料金を据え置くことが妥当とする理由が不明瞭である。近隣自治体の類似施設と比較して、料金が低廉であるから現行の料金を据え置くということではなく、西東京市の財政状況を勘案して値上げするという考えや、イベントルーム・会議室の利用率が低いのであれば、逆に料金を引き下げるといった考えがあっても良いのではないかと。

○事務局：

当該施設については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下「基本方針」という。）に基づき原価計算を行ったところ、受益者負担割合の区分に基づく適正価格よりも高額な料金が設定されているものの、市内及び近隣自治体の類似施設と比較考量した結果、据え置きという結論に至った。

また、施設の利用率については、市内類似施設であった市民会館が、本年3月末をもって閉館したことにより、代替施設としての利用が増えることが確実視されている。

○委員：

市民会館の閉館による代替施設としてのコール田無の役割は大きいものと考えているが、料金については、市民会館よりも高額な設定となっている。市民会館を利用していた市民に配慮した料金設定となるよう考慮していただきたい。

○事務局：

使用料の設定については、「基本方針」に基づいて決定されることから、市民会館の閉館を理由に、例外的な取扱いをすることは難しい。

○委員：

施設の中心的な役割を持つ多目的ホールの利用率が6割台ということだが、利用率に係る目標設定や他市との比較などはされているか。

○事務局：

どちらについても実施していないが、多目的ホールについては、休日の予約はほぼ埋まっている状況である。

○委員：

料金については据え置くことが妥当であるとする。また、意見になるが、市外の利用者を増やす取組についても検討する必要があるとする。

○委員：

施設利用の予約については、インターネットでできるのか。

○事務局：

インターネットからも予約を受け付けている。多目的ホールについては、応募者多数により、抽選になる場合が多い。

○委員：

市内・市外の利用者の内訳は把握されているか。

○事務局：

市内利用者が市外利用者の概ね2倍である。

○委員：

利用者の区別はどのようにしているのか。

○事務局：

申請書に記載された団体の所在地や代表者の住所で区別している。また、市民会館の閉館の他にも、近接するアスタ市民ホールが館内大規模工事のため、来年11月頃まで利用を休止することも併せ、コール田無の利用が増えることが想定される。

○委員：

諸般の事情を加味すると、料金を引き上げることは難しいということか。

○事務局：

諸般の事情もさることながら、「基本方針」に基づいた検証の結果としても、現行の料金が適正であるとする。また、市民会館やアスタ市民ホールを利用されていた方に向けては、会議室等の貸出しを行う地区会館や市民集会所を広報していきたいと考えている。

- 委員：  
コミュニティルームの利用は無料ということだが、予約はできるのか。
- 事務局：  
コミュニティルームについては、予約を受け付けておらず、一般に開放されたスペースとしてご利用いただいている。
- 委員：  
壁面を展示スペースとして貸し出すことはできないか。
- 事務局：  
普段、将棋やカードゲームなどを楽しんでいる利用者が利用しづらい状況となる恐れがあり、難しいものとする。また、コミュニティルームについては、市民会館にあった学習室の代替施設として転用を検討しているところである。なお、市民会館については、官民連携により、同種の機能を持つ施設として建替えを検討している。
- 委員：  
ピッコロ広場とはどのような施設か、また、利用人数はどの程度か。
- 事務局：  
0歳から3歳までのお子さまとその保護者の方を対象とした開放スペースである。利用人数は、平成30年度実績で約26,000人である。また、ピッコロ広場については、子育て広場事業の一環として実施しているが、基幹型保育園等でも同種の事業を実施していることから、類似施設との整理統合も検討されているところである。
- 委員：  
市民会館跡地に建設される施設の開館は、いつ頃を予定しているか。
- 事務局：  
令和4年度を予定している。
- 委員：  
施設機能としては同様のものとなるのか。
- 事務局：  
大規模なホールの整備は想定しておらず、会議室や多目的に利用できる施設を中心に整備する予定である。
- 委員：  
それでは、コール田無の施設使用料については、財政的な面から引き下げは難しく、また、諸般の事情により利用率の向上も見込まれることから、事務局の説明のとおり、現行の料金を据え置くことが妥当であると考えているが、よろしいか。
- (異議なし)
- 委員：

それでは、議題2については以上で終了する。

(文化振興課退席)

議題6 都市計画に関する証明手数料について(審議)

事務局より資料10から資料12について説明

<質疑等>

○委員：

資料12において、八王子市が手数料無料で発行しているということだが、どういうものか。

○事務局：

証明としてではなく、当市と同様に現地調査等の工程を経た上で、参考資料として発行しているようだ。

○委員：

改定後の手数料を2,000円とした根拠について、もう少し詳しく伺いたい。

○事務局：

都市計画に関する証明については、都市計画マスタープランに位置付ける「土地利用の方針」を実現するため、その方針に沿った建築をしようとする申請者の求めに応じて発行するものであり、そもそも基本方針に基づき、受益者負担100%を求める証明に該当するののかといった課題がある。また、資料12の下段にある福生市においては、原価計算を行い、手数料との乖離を是正するため、料金を改定したが、申請者の負担への配慮から200円から300円への引き上げに留まっている。

以上のことから、原価計算結果通りの金額に料金を設定するのではなく、まずは多摩地域で最高額である調布市の2,000円と同額の料金で改定し、改定後の申請状況等を検証した上で、今後の方向性については、引き続き検討して参りたい。

○委員：

原価計算の結果や、遍く市民に負担を求めるようなものではないということに鑑みると、改定せざるを得ない状況にあると言える。2,000円という改定額についても一定程度の合理性は有していると考えます。

この証明を申請されるのは、どのような方か。

○事務局：

主に建築事業者や不動産開発事業者である。個人の方からの申請はほぼない。

○委員：

当該証明は、従前より原価計算結果と現行の手数料に著しい乖離があることが課題となっており、原価を考えると、少なくとも受益者負担割合50%程度の改定が望ましいものと考えますが、今回の改定により、一定程度の乖離の解消が図られ、市の収入増加にも寄与するということか。

○事務局：

証明手数料を2,000円としている調布市では、手数料改定後、申請件数が減る傾向にあるとのことだ。本市としても、改定後の件数の推移を注視するとともに、事務の効率化についても検証して参りたいと考える。

○委員：

手数料が直接市民に転嫁されるものではなく、多くの人件費がかかるということであれば、改定は致し方ないと考える。

○委員：

それでは、都市計画に関する証明手数料については、原価計算結果と条例で定める料金とで、なお乖離が見られるものの、まずは、事務局の説明のとおり改定することが妥当であると考えているが、よろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、議題3については以上で終了する。

○委員：

本日、委員の皆様より頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、事務局と調整のうえ、委員の皆様にご確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

#### 議題7 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、改めて日程調整させていただくが、来年2月頃の開催を予定している。

議題としては、西東京いこいの森公園駐車場についてご議論いただきたい。

○委員：

他になければ、これで令和元年度第2回審議会を終了する。